

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	令和3年4月30日（金） 第9296号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	寄附金の徴収事務の委託（260）（資産活用推進課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定介護機関の変更の届出（261）（福祉監査指導課）・・・・・・ 2 土地改良区の定款の変更の認可（4件）（262～265）（農地・水保全課）・・・・・・ 2 物品売払代金の徴収事務の委託（266）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3 保安林の指定の解除予定（267）（〃）・・・・・・・・・・ 3 使用料の収納事務の委託（268）（水産課）・・・・・・・・・・ 3 漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発 起人の届出（269）（〃）・・・・・・・・・・ 4 物品売払代金の徴収事務の委託（270）（農業試験場）・・・・・・・・・・ 4 基本測量の終了（271）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 4 土地改良区連合の役員の就退任（272）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 5 土地改良区の役員の退任（273）（〃）・・・・・・・・・・ 5 土地改良区の役員の就退任（2件）（274・275）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 6 使用料、手数料、賃貸料及び物品売払代金の収納事務の委託（276）（会計指導課）・・ 7 寄附金及び貸付金の元利償還金の収納事務の委託（277）（〃）・・・・・・・・・・ 8 県税の収納事務の委託（278）（〃）・・・・・・・・・・ 8 指定代理納付者の指定（279）（〃）・・・・・・・・・・ 9
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況（3）（議事・法務政策課）・・・・・・・・・・ 9
◇ 公 告	土地収用法による収用裁決手続の開始（県土総務課）・・・・・・・・・・ 9 警備業法に基づく検定の実施（2件）（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 10
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 13

告 示

鳥取県告示第260号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
株式会社CAMPFIRE
- 2 委託した寄附金
インターネットを利用して徴収するふるさと納税に係る寄附金
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	看護小規模多機能型居宅介護事業所 ほんわか茶町	米子市茶町25	複合型サービス	平成27年4月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	ケアプランナーひこな	米子市彦名町1250	平成26年8月19日

鳥取県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山町名和土地改良区の定款の変更を令和3年4月20日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山畑地土地改良区の定款の変更を令和3年4月20日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、中山町畑地土地改良区の定款の変更を令和3年4月20日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、名和町土地改良区の定款の変更を令和3年4月20日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第266号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

石谷林業株式会社智頭支店
株式会社米子木材市場

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第267号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山北側45の13、45の16、45の20

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第268号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、令和3年度鳥取県営境港水産物地方卸売市場施設使用料（シャワーの利用に係るものに限る。）の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社浜田興業

2 委託期間

令和3年4月7日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第269号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字田後309 湯口 健治 岩美郡岩美町大字田後101 寺岡 幸雄	田後加入区	田後漁業協同組合	岩美郡岩美町大字田後68 田後漁業協同組合	令和3年4月30日から同年5月14日まで
東伯郡琴浦町大字赤碕1608-24 寺田 幸実 東伯郡琴浦町大字赤碕150-28 山根 慎司	赤碕加入区	赤碕町漁業協同組合	東伯郡琴浦町大字赤碕1735 赤碕町漁業協同組合	〃
境港市中野町563 景山 一夫 境港市竹内町17-2 大谷 登志二	境港加入区	鳥取県漁業協同組合 山陰旋網漁業協同組合	境港市中野町3305 鳥取県漁業協同組合境港支所	〃

鳥取県告示第270号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県農業試験場長 坂 東 悟

1 委託の相手

鳥取いなば農業協同組合

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第271号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 基本測量（国土広域情報 修正）

2 作業地域 鳥取県全域

3 終了年月日 令和3年3月31日

鳥取県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理 事	石 賀 昭 一	東伯郡琴浦町大字尾張173-3
〃	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
〃	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
〃	松 本 昭 夫	東伯郡北栄町江北671
〃	小 松 弘 明	東伯郡琴浦町大字赤碕1101
〃	米 田 英 一	東伯郡北栄町妻波1211
〃	横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507-4
〃	三 浦 勝 美	東伯郡琴浦町大字光好566
〃	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353-3
〃	小 松 一 雄	東伯郡琴浦町大字赤碕779
監 事	山 田 道 雄	東伯郡琴浦町大字西宮12-1
〃	中 原 勇	東伯郡琴浦町大字逢東575
〃	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502

令和3年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
〃	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
〃	伊 藤 英 之	東伯郡琴浦町大字松谷369
〃	松 本 昭 夫	東伯郡北栄町江北671
〃	小 松 弘 明	東伯郡琴浦町大字赤碕1101
〃	米 田 英 一	東伯郡北栄町妻波1211
〃	横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507-4
〃	福 井 孝 幸	東伯郡琴浦町大字杉下205
〃	奥 山 輝 巳	東伯郡琴浦町大字法万198
〃	小 松 一 雄	東伯郡琴浦町大字赤碕779
〃	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353-3
監 事	桑 本 始	東伯郡琴浦町大字保70-1
〃	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502
〃	足 立 康 一	東伯郡琴浦町大字太一垣388-2

令和3年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理 事 徳 山 隆 敏 東伯郡北栄町岩坪180

令和3年4月13日退任

鳥取県告示第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

理 事	遠 藤 晴 美	米子市兼久52
〃	高 田 学	米子市兼久106
〃	齋 木 悟	米子市石井758
〃	生 田 知 明	米子市石井820
〃	橋 谷 明	米子市奥谷467
〃	佐 藤 信 彦	米子市石井318
〃	戸 田 悟 志	米子市日原488
〃	青 砥 茂	米子市日原421
監 事	深 田 徳 久	米子市兼久54
〃	齋 木 廣 康	米子市石井810
〃	米 川 稔	米子市奥谷951-1
〃	田 村 博 定	米子市日原897-4

令和3年4月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	遠 藤 晴 美	米子市兼久52
〃	高 田 学	米子市兼久106
〃	齋 木 悟	米子市石井758
〃	齋 木 利 夫	米子市石井840
〃	橋 谷 明	米子市奥谷467
〃	佐 藤 信 彦	米子市石井318
〃	戸 田 悟 志	米子市日原488
〃	青 砥 茂	米子市日原421
監 事	深 田 徳 久	米子市兼久54
〃	恩 部 正	米子市石井679
〃	佐 藤 弘 志	米子市奥谷754
〃	齋 木 達 也	米子市石井130

令和3年4月12日就任 任期4年

鳥取県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

理事 杉 谷 幸 秀 西伯郡大山町平279
" 角 田 直 史 西伯郡大山町神原173
" 金 田 一 男 西伯郡大山町中高16
" 岡 田 輝 伸 西伯郡大山町神原219-2
" 大 江 量 基 西伯郡大山町野田40-1
" 梅 實 康 寛 西伯郡大山町清原156
" 下 嶋 一 正 西伯郡大山町唐王706
" 谷 野 俊 紀 西伯郡大山町上万413
" 山 根 潤 一 西伯郡大山町上万438
" 金 川 達 男 西伯郡大山町稲光24
" 山 根 泰次郎 西伯郡大山町稲光16
" 田 中 満 信 西伯郡大山町荘田74
" 汐 田 数 義 西伯郡大山町妻木505
監事 汐 田 博 史 西伯郡大山町妻木467
" 種 田 順 治 西伯郡大山町安原142
令和3年4月1日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 牧 節 人 西伯郡大山町平303
" 高 虫 勲 西伯郡大山町中高68
" 岡 田 輝 伸 西伯郡大山町神原219-2
" 角 田 直 史 西伯郡大山町神原173
" 片 山 良 孝 西伯郡大山町清原134
" 水 鴨 永 西伯郡大山町野田41
" 下 嶋 一 正 西伯郡大山町唐王706
" 来 海 栄 西伯郡大山町荘田645
" 汐 田 数 義 西伯郡大山町妻木505
" 金 川 達 男 西伯郡大山町稲光24
" 山 根 諭 西伯郡大山町稲光69
" 富 田 一 郎 西伯郡大山町上萬426
" 中 西 美 伸 西伯郡大山町上萬432
監事 山 根 章 司 西伯郡大山町唐王633-2
" 種 田 順 治 西伯郡大山町安原142
令和3年4月2日就任 任期4年

鳥取県告示第276号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、使用料、手数料、賃貸料及び物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

国分グローサーズチェーン株式会社
株式会社しんきん情報サービス

株式会社セイコーマート
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラ
ミニストップ株式会社
山崎製パン株式会社
株式会社ローソン
PayPay株式会社
LINE Pay株式会社

2 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第277号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、寄附金及び貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

国分グローサーズチェーン株式会社
株式会社しんきん情報サービス
株式会社セイコーマート
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラ
ミニストップ株式会社
山崎製パン株式会社
株式会社ローソン

2 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第278号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、県税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

国分グローサーズチェーン株式会社
株式会社しんきん情報サービス
株式会社セイコーマート
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラ
ミニストップ株式会社
山崎製パン株式会社
株式会社ローソン

PayPay株式会社
LINE Pay株式会社

2 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第279号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
株式会社CAMPFIRE	東京都渋谷区渋谷二丁目22-3	インターネットを利用して納付するふるさと納税に係る寄附金	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議 会 告 示

鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第32条の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年4月30日

鳥取県議会議長 藤 縄 喜 和

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況						
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ	処理中
1件					1件		

2 審査請求の件数及び処理状況

該当なし

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和3年4月30日

鳥取県収用委員会会長 浅 井 浩 二

1 起業者の名称

鳥取県

2 事業の種類

- (1) 一般国道313号改築工事（倉吉関金道路・鳥取県倉吉市福山字大鴨地内から同市小鴨字鯉平地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事
- (2) 県道仙隠岡田線改築工事（北野バイパス・鳥取県倉吉市北野字天神野地内から同市北野字南下河原地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

令和3年4月15日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土 地						
所在	地番	地 目		全筆の地積（平方メートル）		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積（平方メートル）
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測	
倉吉市小鴨 字鯉平	1208-2	畑	山林	314	314.16	206.80（国土交通省名義）
						26.69（鳥取県名義）
						77.47（鳥取県名義）

5 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、土地登記記録名義人（亡）福本 辻 法定相続人は以下のとおり。

松岡 愛子	東京都足立区扇三丁目13-19	(持分不明)
清水 慶子	京都府京都市左京区下鴨東森ヶ前町19	(持分不明)
加登脇 俊浩	東伯郡琴浦町大字下伊勢276-35	(持分不明)
福本 潔	倉吉市上井309	(持分不明)
福本 千歳	東伯郡湯梨浜町大字長江207-12	(持分不明)
福永 千絵	倉吉市横田497	(持分不明)
中本 美由紀	東伯郡湯梨浜町大字長江207-12	(持分不明)
弓削 優子	大阪府豊中市服部寿町五丁目125-1	(持分不明)
中本 由紀男	東伯郡琴浦町大字逢東13-3	(持分不明)
福本 誠司	京都府舞鶴市字女布2-94	(持分不明)
長田 純子	倉吉市上灘町126-1	(持分不明)
田中 陽子	東伯郡北栄町西園1214-6	(持分不明)
土海 龍一	神奈川県横浜市鶴見区梶山一丁目14-1	(持分不明)

6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年4月30日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和3年7月28日（水）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和3年8月28日（土）午前9時から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室

(2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部

4 受検定員

5名

5 検定の内容

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

 - (1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間

令和3年6月21日（月）から同月25日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
 - (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
 - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
 - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国

家公安委員会規則第20号) 第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年4月30日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和3年7月28日(水) 午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和3年8月29日(日) 午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室
 - (2) 実技試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
令和3年6月21日(月) から同月25日(金) までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量 | ICカード運転免許証等作成用消耗品の購入 一式 |
| 2 | 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日 | 令和3年3月12日 |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3-17 |
| 5 | 契 約 金 額 | ICカード運転免許証カード基体一般用 1箱当たり468,900円
ICカード運転免許証カード基体優良用 1箱当たり468,900円
ICカード運転免許証カード基体新規用 1箱当たり468,900円
運転経歴証明書用カード基体 1箱当たり150,600円
高速型用インクリボン 1箱当たり140,000円 |
| 6 | 随意契約による理由 | 本随意契約で調達する物品は、契約の相手方から既に調達をした物品に接続して使用するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、既に調達をした物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |